

申立書(2)

(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)

経営事項審査は受けていますが、申請に必要な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「通知書」)がまだ届いていないため提出できません。届き次第早急に提出いたします。

令和 年 月 日

岡山市長様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【注意事項】

○更新申請

更新期限月の申請に必要な通知書が提出されない場合、有資格者名簿から削除され、入札参加資格を喪失します。

削除された場合、更新期限月の翌月から起算して10日目(土日祝日を除く。)までに通知書が提出されれば、翌月から有資格者名簿に再度登載(格付も同時に適用。)されます。

ただし、更新期限月中の通知日の通知書が更新期限月の翌月10日(土日祝日は除く。)の午後5時15分までに提出されれば、通知書の提出日の翌日から有資格者名簿に再度登載され、格付も同時に適用されます。

なお、提出された通知書において、希望業種の平均完成工事高が「0」又は総合評定値の記載がない場合は希望業種として登録されません。

○新規申請

申請に必要な通知書(審査基準日及び結果通知日が条件を満たしているもの。)を申請月の月末(土日祝日を除く。)までに提出できない場合は、入札参加資格審査申請は受理されません。

なお、提出された通知書において、希望業種の平均完成工事高が「0」又は総合評定値の記載がない場合は希望業種として登録されません。